

告 示

埼玉県計量検定所長告示第二号

計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項の規定による特定計量器の定期検査を、同法第二十条第一項の規定により、指定定期検査機関一般社団法人埼玉県計量協会に次のとおり実施させる。

令和二年四月十七日

埼玉県計量検定所長 石川和正

一 検査対象となる特定計量器

計量法施行令（平成五年政令第三百二十九号）第十条第一項第一号に規定する特定計量器であつて、次のイ又はロに掲げる者の区分に応じて、それぞれ当該イ又はロに掲げる非自動はかり（分銅及びおもりを含む。以下同じ。）

イ　ひょう量が二百五十キログラムを超える非自動はかりを使用している者　電気式はかり及びひょう量が二百五十キログラムを超える機械式はかり

ロ　ひょう量が二百五十キログラムを超える非自動はかりを使用していない者であつて、ひょう量が百五十キログラム以下の電気式はかりを使用している者（ひょう量が百五十キログラムを超え、二百五十キログラム以下の電気式はかりを併せて使用する者を除く。）　ひょう量が百五十キログラム以下の電気式はかり

二 検査を行う区域、期日及び場所

区域	期日	場所
東秩父村 越生町	令和二年五月二十六日から八月二十六日まで（日曜日、土曜日及び休日（埼玉県の休日を定める条例（平成元年埼玉県条例第三号）第一条第一項第二号及び第三号に掲げる日をいう。以下同じ。）を除く。） 令和二年五月二十八日から八月二十八日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）	計量器の所在場所
戸田市	同右	同右

						三芳町
東松山市	坂戸市	ときがわ町	入間市	鶴ヶ島市	令和二年七月六日から十月六日まで (日曜日、土曜日及び休日を除く。)	同右
令和二年七月二十七日から十月二十日 七日まで (日曜日、土曜日及び休日 を除く。)	令和二年七月二十七日から十月二十日 まで (日曜日、土曜日及び休日を除 く。)	令和二年七月十七日から十月十六日 まで (日曜日、土曜日及び休日を除 く。)	令和二年七月九日から十月九日まで (日曜日、土曜日及び休日を除く。)	令和二年七月七日から十月七日まで (日曜日、土曜日及び休日を除く。)	同右	同右
同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右